

**第 63 類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品
及びぼろ**

注

- 1 第 1 節の物品は、紡織用繊維の織物類を製品にしたものに限る。
- 2 第 1 節には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 56 類から第 62 類までの物品
 - (b) 第 63.09 項の中古の衣類その他の物品
- 3 第 63.09 項には、次の物品のみを含む。
 - (a) 次の紡織用繊維製の物品
 - (i) 衣類及び衣類附属品並びにこれらの部分品
 - (ii) 毛布及びひざ掛け
 - (iii) ベッドリネン、テーブルリネン、トイレトリネン及びキッチンリネン
 - (iv) 室内用品（第 57.01 項から第 57.05 項までのじゆうたん及び第 58.05 項の織物を除く。）
 - (b) 履物及び帽子で、石綿以外の材料のもの
ただし、第 63.09 項には、(a)又は(b)の物品で次のいずれの要件も満たすもののみを含む。
 - (i) 使い古したものであることが外観から明らかであること。
 - (ii) ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装で提示すること。

号注

- 1 第 6304.20 号には、アルファーフシペルメトリン (ISO)、クロルフェナピル (ISO)、デルタメトリン (INN、ISO)、ラムダーシハロトリン (ISO)、ペルメトリン (ISO) 又はピリミホスメチル (ISO) を染み込ませ又は塗布したたてメリヤス編物から製造した物品を含む。